

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和4年1月19日

議 長（高橋拓生君）

皆様、おはようございます。

ただいまから、令和4年平泉町議会定例会1月第2回会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

3ページをお開きください。

本定例会1月第2回会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

5ページをお開きください。

定例会1月第2回会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、9番、佐藤孝悟議員及び10番、千葉勝男議員を指名します。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会1月第2回会議の会議期間は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日1日限りと決定いたしました。

議 長 (高橋拓生君)

日程第3、議案第5号、令和3年度平泉町一般会計補正予算(第10号)についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長 (青木幸保君)

おはようございます。

それでは、補正予算案件1件につきましてご説明をいたします。

議案書5ページをお開きください。

議案第5号、令和3年度平泉町一般会計補正予算(第10号)でございます。

令和3年度平泉町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億428万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億281万円とする。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議 長 (高橋拓生君)

これで説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長 (菅原幹成君)

それでは、議案書5ページをお開きください。

議案第5号、令和3年度平泉町一般会計補正予算(第10号)につきまして、補足説明をさせて

いただきます。

それでは、議案書6ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は、項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金7,928万4,000円、これは子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の増額でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金2,500万2,000円、これは財政調整基金繰入金の増額でございます。

20款諸収入、5項雑入3,000円。

歳入合計補正額1億428万9,000円でございます。

次に、歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費7,928万9,000円、これには住民税非課税世帯等への臨時特別給付金7,610万円の増額が含まれております。

8款土木費、2項道路橋梁費2,500万円、これは除雪委託料の増額でございます。

歳出合計補正額1億428万9,000円でございます。

次に、議案書7ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正の追加でございます。

農業近代化資金利子補給につきまして、期間、令和4年度から令和13年度。限度額、貸付元金1,034万円に対する利子補給（年利0.17%）11万3,000円以内の額としようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

おはようございます。

子育て世帯等臨時特別支援事業についてお伺いをいたします。

幾つかあるのですが、これの支払い対象として、令和3年度住民税非課税世帯と、それから家計急変世帯と、このように分けられているわけでありますが、1つはこの基準日がいつになっているのかということと、それからその基準日以降に、いわゆる町外とか他の自治体に転出をされた方、これがいるのかいないのか。いるとすれば、存在しているとすれば、転出した方に対する救済方法を具体的にどのように進められるのかという内容について、まず1つお伺いをしたいと。

それから、例えば農家に対する緊急支援事業の中では、町のほうから直接該当者に、当該者が申請する、しないに関わらず申請書を送付して周知を図ると。こういう対応をされたわけですが、今回について、この支援事業の周知方法、761世帯というふうに予算上は計上されておりますが、

これに対する周知方法をどのように進めるのかという点についてお伺いをしたい。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

3点、ご質問をいただいたかと思えます。

まず、1点目でございますが、1点目につきましての基準日でございますが、基準日につきましては令和3年12月10日というふうに国で定められております。

それから、2点目でございますが、12月10日、いわゆる12月11日以降転出された方に対してということですが、転出件数につきましては、今、手持ちにございませんでちょっと分かりかねますが、そういう方に対しては、基準日において当町に住民票、住基台帳のほうに記載になっておりますので、当然、当町での給付対象者になります。その方々につきましては、転出先に対しての住所に対し、当町から給付対象であるということで確認書をお送りすることになります。確認書につきましては、あくまでも転出された方が令和3年度の課税で非課税対象者、その世帯が非課税だということが基本になります。その方々に対しては、そのような形でこちらから確認書を送付するということになります。

なお、その方が、さらにまた転出先から転出された場合につきましては、こちらではそこは分かりかねますので、その場合には、この事業につきましては全国展開しておりますので、どこの市町村でも基準日、それからこの扱いについては一緒でございますので、その情報を基にこちらのほうにご連絡をいただくということになります。

それから、3点目でございますが、まずは非課税世帯に関しまして、令和3年度の非課税世帯、さらには未申告者、さらには令和3年1月2日以降こちらに転入された方々につきましては、非課税世帯で分かっている方々につきましては、確認ということで確認書をお送りいたしますし、1月1日現在で他の市町村にお住まいになって、それ以降転入された方々については、税情報につきましてこちらでは把握しておりませんので、そういった方々には申請をしていただくための申請書をお送りするということになります。

さらに、家計急変世帯というのは、現在こちらのほうでどのぐらいいるかというのが、どの市町村でも当然これからのことになりますので押さえておりませんので、そういった方々については、12月10日ということではなくて、現時点で申請される市町村での申請ということになります。ですので、そういった方々につきましても、こちらのほうの広報、さらにはホームページ、さらにそういった形で周知をしながら、いろいろとご相談などを受けられるような体制を整備しながら、該当する場合には申請手続などに促していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

実際の転入者数、こちらから改めて周知をする必要のある転入者数というのはどれぐらいなの

ですか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

転入につきましては、現時点で押さえている数字につきましては、1月2日から12月10日まで98世帯というふうに押さえております。

98世帯の方々に対して、その方々につきましてはちょっと税情報がないので、その方々については先ほどお話ししたとおり、お知らせということと、該当者の場合については、あくまでも確認書ではなくて申請書の送付ということになりますので、それをもって該当する場合には申請手続をしていただくということになります。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和4年平泉町定例会1月第2回会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午前10時15分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 佐 藤 孝 悟

同 千 葉 勝 男